

鹿児島県	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内 連絡 会議 の有 無	諮問 機関 の有 無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の 状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との 関係	問4－3 計画策定 の方法	問4－4 現在の 状況
							38	40	18				43			
46	201	鹿児島市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第3次鹿児島市男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
46	203	鹿屋市	市民課	1	1	1	1	鹿屋市男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2次鹿屋市男女共同参画基本計画	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1	
46	204	枕崎市	企画調整課	1	2	1	1	枕崎市男女共同参画推進条例	2020年12月16日	2021年4月1日		第3次枕崎市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
46	206	阿久根市	企画推進課	1	2	1	1	阿久根市男女共同参画推進条例	2021年3月16日	2021年4月1日		第3次あくね男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
46	208	出水市	企画政策課	1	2	1	1	出水市男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日		第3次出水市男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
46	210	指宿市	健幸・協働のまちづくり課	1	2	1	1				2	第3次指宿市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
46	213	西之表市	地域支援課	1	2	1	1				4	第4次西之表市男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2026年3月	1	1	
46	214	垂水市	企画政策課	1	2	1	1				4	第2次垂水市男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
46	215	薩摩川内市	コミュニティ課	1	2	1	1	薩摩川内市男女共同参画基本条例	2004年12月27日	2005年4月1日		第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
46	216	日置市	企画課	1	1	1	1	日置市男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年4月1日		第3次日置市男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
46	217	曾於市	総務課	1	2	1	1				4	第2次曾於市男女共同参画プラン	2018年4月 ～ 2028年3月	1	1	
46	218	霧島市	市民課	1	1	1	1	霧島市男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日		第3次霧島市男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
46	219	いちき串木野市	企画政策課	1	2	1	1				1	いちき串木野市男女共同参画基本計画(第4次)	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
46	220	南さつま市	総合政策課	1	2	1	1	南さつま市男女共同参画推進条例	2021年7月7日	2021年8月1日		第3次南さつま市男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2028年3月	1	1	
46	221	志布志市	コミュニティ推進課	1	2	1	1	志布志市ひとがとともに輝くまちづくり条例	2022年12月16日	2023年4月1日		第4次志布志市ひとがとともに輝くまちづくりプラン	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
46	222	奄美市	企画調整課市民協働推進室	1	2	1	1	奄美市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次奄美市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	1	1	
46	223	南九州市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南九州市男女共同参画推進条例	2007年12月1日	2007年12月1日		第2次南九州市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日	1	1	
46	224	伊佐市	市民課	1	2	1	1				4	第2次伊佐市男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
46	225	姶良市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	姶良市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年3月23日		第3次姶良市男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
46	303	三島村	民生課	1	2	2	2				3	三島村男女共同参画基本計画	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
46	304	十島村	住民課健康福祉室	1	2	1	1				4	十島村男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
46	392	さつま町	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次さつま町男女いきいきしあわせプラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
46	404	長島町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次長島町男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
46	452	湧水町	企画財政課	1	2	1	1				4	湧水町 男女共同参画基本計画	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
46	468	大崎町	企画政策課	1	2	2	2				4	第2次大崎町男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2032年3月	2	1	
46	482	東串良町	企画課	1	2	2	1				2	東串良町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2034年3月	2	1	
46	490	錦江町	総務課	1	2	2	1				4	錦江町男女共同参画基本計画	2015年4月 ～ 2025年3月	1	1	
46	491	南大隅町	女性活躍推進室・総務課	1	2	1	1				3	南大隅町男女共同参画基本計画	2016年4月 ～ 2025年3月	2	1	
46	492	肝付町	企画調整課	1	2	1	1				4	肝付町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
46	501	中種子町	総務課	1	2	1	1				4	中種子町男女共同参画プラン	2015年3月 ～ 2025年3月	2	1	
46	502	南種子町	総務課	1	2	1	1				4	南種子町男女共同参画基本計画	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
46	505	屋久島町	観光まちづくり課	1	2	1	1				4	屋久島町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
46	523	大和村	企画観光課	1	2	1	1				4	大和村男女共同参画推進総合計画	2024年4月 ～ 2034年3月	1	1	
46	524	宇検村	企画観光課	1	2	1	1				3	宇検村 男女共同参画推進総合計画	2024年4月 ～ 2034年3月	1	1	
46	525	瀬戸内町	企画課	1	2	1	1				4	瀬戸内町男女共同参画推進総合計画	2024年4月 ～ 2034年3月	2	1	
46	527	龍郷町	企画観光課	1	2	1	1				2	龍郷町男女共同参画推進総合計画	2024年4月 ～ 2034年3月	1	1	
46	529	喜界町	企画観光課	1	2	1	1				4	喜界町男女共同参画基本計画	2015年3月 ～ 2025年3月	2	1	
46	530	徳之島町	企画課	1	2	1	1				4	第2次徳之島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	1	1	
46	531	天城町	企画財政課ふるさと創生室	1	2	1	1	天城町男女共同参画推進条例	2023年6月8日	2023年6月8日		第2次天城町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	1	1	
46	532	伊仙町	総務課	1	2	1	1	伊仙町男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第2次伊仙町男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
46	533	和泊町	企画課	1	1	1	1	和泊町男女共同参画推進条例	2008年3月4日	2008年4月1日		和泊町第2次男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
46	534	知名町	企画振興課	1	2	1	1	知名町男女共同参画推進条例	2014年10月3日	2014年10月3日		第2次知名町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
46	535	与論町	総務企画課	1	2	2	2	与論町男女共同参画推進条例	2015年10月2日	2015年11月1日		与論町男女共同参画基本計画	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	

<選択肢回答>

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目途に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目途に検討中	2 一体でない	
事務所掌	諮問機関	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	4 検討していない	1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			3							1	2	3	0	0	3	0	0
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	サンエルかごしま	890-0054	鹿児島市荒田一丁目4番1号	099-813-0852	099-813-0937	https://www.city.kagoshima.lg.jp/		○	○			○		
46	203	鹿屋市															
46	204	枕崎市															
46	206	阿久根市															
46	208	出水市															
46	210	指宿市															
46	213	西之表市															
46	214	垂水市															
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター		895-0012	薩摩川内市平佐一丁目18番地	0996-25-6056	0996-25-6188	http://www.city.satsumasendai.lg.jp/		○	○			○		
46	216	日置市	日置市男女共同参画センター		899-2502	日置市伊集院町徳重439-8	099-295-3411		https://joseiginten.jimdofree.com	○		○			○		
46	217	曾於市															
46	218	霧島市															
46	219	いちき串木野市															
46	220	南さつま市															
46	221	志布志市															
46	222	奄美市															
46	223	南九州市															
46	224	伊佐市															
46	225	姶良市															
46	303	三島村															
46	304	十島村															
46	392	さつま町															
46	404	長島町															
46	452	湧水町															
46	468	大崎町															
46	482	東串良町															
46	490	錦江町															
46	491	南大隅町															
46	492	肝付町															
46	501	中種子町															
46	502	南種子町															
46	505	屋久島町															
46	523	大和村															
46	524	宇検村															
46	525	瀬戸内町															
46	527	龍郷町															
46	529	喜界町															
46	530	徳之島町															
46	531	天城町															
46	532	伊仙町															
46	533	和泊町															
46	534	知名町															
46	535	与論町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業							その他		
					常勤の定めがない職員	非常勤（雇用）期間の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報提供・収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携		国際交流	調査研究
			3					3	3	3	2	1	1	1	1	1	
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	2001年1月25日	6	10	30,366	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室の運営
46	203	鹿屋市															
46	204	枕崎市															
46	206	阿久根市															
46	208	出水市															
46	210	指宿市															
46	213	西之表市															
46	214	垂水市															
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	2021年1月8日	0	2	60	○	○	○							
46	216	日置市	日置市男女共同参画センター	2016年4月1日	0	3	1,144	○	○	○	○						
46	217	曾於市															
46	218	霧島市															
46	219	いちき串木野市															
46	220	南さつま市															
46	221	志布志市															
46	222	奄美市															
46	223	南九州市															
46	224	伊佐市															
46	225	始良市															
46	303	三島村															
46	304	十島村															
46	392	さつま町															
46	404	長島町															
46	452	湧水町															
46	468	大崎町															
46	482	東串良町															
46	490	錦江町															
46	491	南大隅町															
46	492	肝付町															
46	501	中種子町															
46	502	南種子町															
46	505	屋久島町															
46	523	大和村															
46	524	宇検村															
46	525	瀬戸内町															
46	527	龍郷町															
46	529	喜界町															
46	530	徳之島町															
46	531	天城町															
46	532	伊仙町															
46	533	和泊町															
46	534	知名町															
46	535	与論町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況 (2024年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		19	0	0.0	24	0	0.0	24	0	0.0	22	0	0.0	6,760	482	7.1
46	201	鹿児島市	2001年1月30日	男女共同参画都市かごしま宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							776	93	12.0
46	203	鹿屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							146	2	1.4
46	204	枕崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	1	1.4
46	206	阿久根市				1	0	0.0	2	0	0.0							77	0	0.0
46	208	出水市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	9	3.6
46	210	指宿市				1	0	0.0	1	0	0.0							188	10	5.3
46	213	西之表市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	6	5.6
46	214	垂水市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	18	12.7
46	215	薩摩川内市	2005年4月1日	男女共同参画都市 さつませんだい宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							547	21	3.8
46	216	日置市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	5	2.8
46	217	曾於市				1	0	0.0	2	0	0.0							452	28	6.2
46	218	霧島市				1	0	0.0	2	0	0.0							829	106	12.8
46	219	いちき串木野市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	2	1.4
46	220	南さつま市				1	0	0.0	1	0	0.0							246	13	5.3
46	221	志布志市				1	0	0.0	1	0	0.0							373	20	5.4
46	222	奄美市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	8	7.3
46	223	南九州市				1	0	0.0	1	0	0.0							239	6	2.5
46	224	伊佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	11	4.3
46	225	姶良市				1	0	0.0	1	0	0.0							295	32	10.8
46	303	三島村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
46	304	十島村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	1	7.7
46	392	さつま町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	1	0.8
46	404	長島町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
46	452	湧水町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	13	10.5
46	468	大崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	142	8	5.6
46	482	東串良町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	25	23.6
46	490	錦江町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	5	5.7
46	491	南大隅町										1	0	0.0	1	0	0.0	117	4	3.4
46	492	肝付町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	9	6.9
46	501	中種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
46	502	南種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
46	505	屋久島町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7
46	523	大和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0
46	524	宇検村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
46	525	瀬戸内町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	7	10.9
46	527	龍郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
46	529	喜界町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
46	530	徳之島町										1	0	0.0	0	0		29	7	24.1
46	531	天城町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
46	532	伊仙町										1	0	0.0	0	0		26	5	19.2
46	533	和泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
46	534	知名町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
46	535	与論町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード			1	2024年4月1日	2	その他																											
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																	
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
						1,271	1,105	16,693	4,651	27.9		924	781	14,192	3,626	25.5	224	129	1,387	274	19.8	1,073	89	8.3	1,115	89	8.0						
		小計									912	769	13,481	3,416	25.3	224	129	1,387	274	19.8													
46	201	鹿児島市	40.0	2026年3月		274	267	3,397	1,228	36.1	法律又は政令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	58	55	2,141	749	35.0	6	4	56	6	10.7	59	16	27.1	60	16	26.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
46	203	鹿屋市	35.0	2029年3月		44	38	578	178	30.8	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置されている調停、審査、諮問又は調査を目的とした附属機関及び市民、関係団体、学識経験者等の意見	28	25	400	123	30.8	6	4	39	7	17.9	37	3	8.1	38	3	7.9	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
46	204	枕崎市	30.0	2029年3月		55	47	774	164	21.2	・法令または政令で設置されている審議会等・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等・要綱等により設置されている懇談会、会議等	20	15	197	37	18.8	6	4	30	7	23.3	12	1	8.3	13	1	7.7	1		1		1	
46	206	阿久根市	30.0	2025年3月		21	18	266	60	22.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	21	18	266	60	22.6	6	3	28	6	21.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
46	208	出水市	32.0	2028年3月		57	50	747	183	24.5	法律により設置されている審議会・委員会等、条例・規則により設置されている審議会等	51	45	674	156	23.1	6	4	46	6	13.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
46	210	指宿市	50.0	2032年3月		49	40	788	193	24.5	地方自治法(第202条の3)又は規則・要綱に基づく審議会	30	24	448	84	18.8	5	2	33	6	18.2	35	5	14.3	36	5	13.9	1		1		1	
46	213	西之表市				0	0	0	0			24	22	335	71	21.2	6	4	30	6	20.0	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
46	214	垂水市	30.0	2023年3月		21	18	275	69	25.1		22	19	275	69	25.1	5	3	23	5	21.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
46	215	薩摩川内市	40.0	2026年3月		65	55	931	239	25.7	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等・規則、要綱等に基づく審議会等・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	48	42	638	170	26.6	6	4	36	7	19.4	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
46	216	日置市	30.0	2029年3月		44	20	340	94	27.6	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、規則、要綱等に基づく審議会等	13	13	208	56	26.9	6	5	36	8	22.2	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1		1	
46	217	曾於市	40.0	2028年3月		28	21	340	79	23.2		17	13	236	39	16.5	5	2	32	4	12.5	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1		2	2024年9月1日
46	218	霧島市	40.0	2028年3月		50	49	595	195	32.8	法律または政令により設置されている審議会等、及び条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	32	32	404	128	31.7	6	5	36	8	22.2	40	3	7.5	41	3	7.3	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
46	219	いちき串木野市	26.0	2028年3月		46	38	708	152	21.5		26	23	367	81	22.1	5	3	25	8	32.0	38	3	7.9	39	3	7.7	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日
46	220	南さつま市	45.0	2027年3月		56	53	925	302	32.6	法律または法令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	30	27	487	161	33.1	5	2	32	6	18.8	38	11	28.9	39	11	28.2	1		1		1	
46	221	志布志市	40.0	2028年3月		53	46	771	251	32.6	①法律又は政令により設置されている審議会等 ②法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) ③条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 ④要綱等により設置されている懇談会、会議等	26	21	454	152	33.5	5	4	33	7	21.2	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1	
46	222	奄美市	40.0	2033年3月/40～60%		50	40	602	156	25.9	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会その他、本市独自の条例(規則・要綱等も含む)に基づき本市の付属機関として設置されているものに加え、地方自治用(第180条の5)に基づく委員会	18	16	254	75	29.5	5	2	30	3	10.0							1		1		1	
46	223	南九州市	30.0	2030年3月		52	49	624	158	25.3	法律または政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	27	26	360	80	22.2	5	3	32	8	25.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
46	224	伊佐市	30.0	2026年3月		61	51	814	185	22.7		32	28	397	92	23.2	6	3	29	5	17.2	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1	
46	225	姶良市	30.0	2029年3月		52	45	632	170	26.9	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	30	28	367	105	28.6	6	3	35	7	20.0	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		1	
46	303	三島村				0	0	0	0			13	4	89	15	16.9	5	3	18	4	22.2	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
46	304	十島村				0	0	0	0			5	3	55	8	14.5	5	3	20	6	30.0	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
46	392	さつま町	40.0	2025年7月		32	29	461	98	21.3	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	20	20	325	66	20.3	5	3	23	6	26.1	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
46	404	長島町				1	0	0	0			6	6	80	17	21.3	5	2	39	3	7.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
46	452	湧水町				0	0	0	0			28	23	383	82	21.4	5	2	43	6	14.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
46	468	大崎町	40.0	2025年12月		24	21	368	96	26.1	要綱等により設置されている懇談会、会議等	21	18	237	34	14.3	5	3	24	7	29.2	29	1	3.4	30	1	3.3	2	2025年12月1日	1		1	
46	482	東串良町				0	0	0	0			7	5	111	23	20.7	5	3	57	27	47.4	29	0	0.0	30	0	0.0	1		1		1	
46	490	錦江町				0	0	0	0			11	9	173	31	17.9	5	2	52	12	23.1	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
46	491	南大隅町				0	0	0	0			8	6	118	42	35.6	5	3	47	5	10.6	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
46	492	肝付町				0	0	0	0			12	10	205	25	12.2	5	3	29	8	27.6	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
46	501	中種子町				0	0	0	0			20	7	226	27	11.9	5	3	23	5	21.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
46	502	南種子町				0	0	0	0			13	9																				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に 基づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)				審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)
													12	12	711	210	29.5	0	0	0	0							
		鹿児島市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鹿屋市											2	2	137	29	21.2	0	0	0	0	0.0						
		枕崎市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		阿久根市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		出水市											2	2	119	41	34.5	0	0	0	0	0.0						
		指宿市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西之表市											1	1	36	10	27.8	0	0	0	0	0.0						
		垂水市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		薩摩川内市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日置市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		曾於市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		霧島市											2	2	135	38	28.1	0	0	0	0	0.0						
		いちき串木野市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南さつま市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		志布志市											2	2	64	22	34.4	0	0	0	0	0.0						
		奄美市											2	2	152	59	38.8	0	0	0	0	0.0						
		南九州市											1	1	68	11	16.2	0	0	0	0	0.0						
		伊佐市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		始良市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		十島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		さつま町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		湧水町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大崎町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東串良町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		錦江町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南大隅町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		肝付町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中種子町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南種子町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		屋久島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大和村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宇検村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瀬戸内町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		龍郷町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		喜界町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		徳之島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天城町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊仙町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		和泊町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		知名町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		与論町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4－4
市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

鹿児島県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

市 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5											
			管理職 総数	うち 管理 職数	女性 比率	うち一般行政職			部局長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			次長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			係長 相当職	うち 女性数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			調査時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 職 員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数		調査時 点 コ ー ド	その他							
						管理 職総 数	うち 女性 職 管 数	女性 比率 (%)				部局長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				係長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)						調査時 点 コ ー ド	その他			調査時 点 コ ー ド	その他					
			1,975	275	13.9	1,408	166	11.8	228	23	10.1	150	13	8.7	36	3	8.3	24	1	4.2	1,711	249	14.6	1,234	152	12.3	1,688	306	18.1	1,341	222	16.6	2,265	570	25.2	1,646	384	23.3			331	29	8.8	45	3	6.7		
46	201	鹿児島市	695	128	18.4	392	75	19.1	91	14	15.4	48	11	22.9	0	0	0.0	0	0	0.0	604	114	18.9	344	64	18.6	0	0	0.0	0	0	0.0	235	56	23.8	106	17	16.0	1		34	7	20.6	7	1	14.3	1	
46	203	鹿屋市	52	3	5.8	41	3	7.3	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	39	2	5.1	29	2	6.9	62	4	6.5	56	3	5.4	47	8	17.0	42	8	19.0	1		13	1	7.7	0	0	0.0	1	
46	204	枕崎市	36	3	8.3	25	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	3	8.3	25	0	0.0	41	4	9.8	26	3	11.5	16	2	12.5	11	0	0.0	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
46	206	阿久根市	20	3	15.0	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	17	3	17.6	23	4	17.4	20	4	20.0	29	9	31.0	25	6	24.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	208	出水市	104	24	23.1	49	4	8.2	32	4	12.5	13	0	0.0	2	2	100.0	0	0	0.0	70	18	25.7	36	4	11.1	51	9	17.6	35	4	11.4	103	39	37.9	36	6	16.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
46	210	指宿市	47	4	8.5	44	4	9.1	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	4	10.0	37	4	10.8	92	24	26.1	92	24	26.1	5	4	80.0	5	4	80.0	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	213	西之表市	22	3	13.6	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	19	3	15.8	26	4	15.4	22	4	18.2	34	8	23.5	26	3	11.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	214	垂水市	25	1	4.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	1	4.0	18	1	5.6	33	6	18.2	22	5	22.7	37	5	13.5	23	2	8.7	1		54	0	0.0	3	0	0.0	1	
46	215	薩摩川内市	98	11	11.2	65	7	10.8	12	0	0.0	10	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0.0	80	11	13.8	50	7	14.0	194	21	10.8	136	17	12.5	98	13	13.3	66	9	13.6	1		11	2	18.2	1	0	0.0	1	
46	216	日置市	34	4	11.8	26	3	11.5	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	4	16.0	18	3	16.7	111	23	20.7	68	12	17.6	92	32	34.8	57	24	42.1	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	217	曾於市	28	2	7.1	28	2	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	2	7.1	28	2	7.1	47	5	10.6	47	5	10.6	49	8	16.3	49	8	16.3	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	218	霧島市	91	12	13.2	75	10	13.3	14	0	0.0	12	0	0.0	6	0	0.0	3	0	0.0	71	12	16.9	60	10	16.7	172	23	13.4	129	15	11.6	144	31	21.5	85	23	27.1	1		9	1	11.1	2	1	50.0	1	
46	219	いちき串木野市	59	10	16.9	37	5	13.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	59	10	16.9	37	5	13.5	59	10	16.9	37	5	13.5	90	25	27.8	54	15	27.8	2	2024年7月1日	5	0	0.0	1	0	0.0	2	2024年7月1日
46	220	南さつま市	50	4	8.0	38	0	0.0	7	1	14.3	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	3	7.0	34	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	90	17	18.9	60	9	15.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
46	221	志布志市	32	3	9.4	27	1	3.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	3	9.4	27	1	3.7	47	5	10.6	35	2	5.7	78	17	21.8	66	14	21.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	222	奄美市	70	5	7.1	67	4	6.0	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	56	5	8.9	53	4	7.5	127	29	22.8	117	24	20.5	246	90	36.6	230	78	33.9	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	223	南九州市	29	5	17.2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	5	17.2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	88	10	11.4	71	7	9.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	224	伊佐市	27	1	3.7	27	1	3.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	1	3.7	27	1	3.7	0	0	0.0	0	0	0.0	68	13	19.1	68	13	19.1	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	225	姶良市	53	5	9.4	39	5	12.8	11	1	9.1	8	1	12.5	22	1	4.5	16	1	6.3	20	3	15.0	15	3	20.0	64	14	21.9	35	8	22.9	70	15	21.4	43	9	20.9	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	303	三島村	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	9	2	22.2	5	2	40.0	6	1	16.7	5	1	20.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	304	十島村	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	10	3	30.0	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	392	さつま町	28	4	14.3	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	4	14.3	20	3	15.0	33	6	18.2	28	6	21.4	41	9	22.0	28	7	25.0	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	404	長島町	21	1	4.8	20	1	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	1	4.8	20	1	5.0	29	5	17.2	26	4	15.4	32	5	15.6	27	3	11.1	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	452	湧水町	16	1	6.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	16	1	6.3	28	4	14.3	28	4	14.3	32	9	28.1	32	9	28.1	1		13	2	15.4	1	0	0.0	1	
46	468	大崎町	15	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	25	0	0.0	33	10	30.3	29	9	31.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	482	東串良町	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	13	1	7.7	16	2	12.5	16	2	12.5	21	6	28.6	21	6	28.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	490	錦江町	16	3	18.8	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	16	3	18.8	2	0	0.0	2	0	0.0	27	3	11.1	27	3	11.1	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
46	491	南大隅町	18	4	22.2	15	4	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	15	4	26.7	21	8	38.1	21	8	38.1	27	11	40.7	27	11	40.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
46	492	肝付町	25	2	8.0	20	1	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	2	8.0	20	1	5.0	59	13	22.0	55	13	23.6	24	3	12.5	22	3											

調査時点											議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																				
都	市	道	区	府	町	県	村	コ	コ	市	区	町	村	議	会	の	議	員	の	両	立	支	援	体	制	に	関	す	調	査	
																		</													

市 区 町 村 コ ロ ー ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
46	210 指宿市	1	指宿市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	指宿市議会	1	3	1	「第2条 第2項」 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 「第91条 第2項」 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	213 西之表市	4		西之表市議会	1	2	1	西之表市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	214 垂水市	4		垂水市議会	1	3	1	垂水市議会会議規則 第2条（略） 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条（略） 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	215 薩摩川内市	1	薩摩川内市の旧姓使用に関する要領 文書等に旧姓を使用とするする職員は、旧姓使用届（様式第1号）により、任命権者に届け出なければならない。	薩摩川内市議会	1	3	1	薩摩川内市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	216 日置市	1	日置市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	日置市議会	1	2	1	※該当部分の条文 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	217 曽於市	1	曾於市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	曾於市議会	1	2	1	曾於市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	218 霧島市	1	霧島市職員旧姓使用取扱規程 （旧姓を使用することができる文書等） 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	霧島市議会	1	2	1	霧島市議会会議規則 （欠席、遅刻又は早退の届出） 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	219 いちき串木野市	2		いちき串木野市議会	1	2	1	いちき串木野市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	

市 区 町 村 コ コ イ イ ド ド	道 区 府 町 県 村 コ コ イ イ ド ド	名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
							問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
							1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
46	225	始良市	1		始良市職員旧姓使用に関する規程 始良市職員旧姓使用に関する規程（趣旨）第1条 この訓令は、職員(特別職の職員及び臨時的に任用される職員を除く、以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。・〈旧姓を使用することができる文書等〉第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、次に掲げるものとする。(1) 職員録、名札その他単に氏名が記載された文書等(職員録、名札、名刺、職員配置図、事務分掌表)(2) 専ら組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等(起案文書、事務引継書、履歴事項取得(変更)届、復命書)(3) 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの(出勤簿、年次休暇等処理簿、勤務を要しない日の振替命令簿、育児休業承認申請書)(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が旧姓を使用することについて支障がないと認めたもの	始良市議会	1	2	1	始良市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	303	三島村	4			三島村議会	1	3	2	2			2	2	2	2	2		
46	304	十島村	4			十島村村議会	1	2	1	十島村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	392	さつま町	4			さつま町議会	1	2	1	さつま町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	404	長島町	2			長島町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1		
46	452	湧水町	4			湧水町議会	1	2	1	湧水町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	468	大崎町	1		大崎町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 ※別表略	大崎町議会	1	2	1	大崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	482	東串良町	4			東串良町議会	1	2	1	東串良町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	490	錦江町	2			錦江町議会	1	2	1	錦江町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
46	491	南大隅町	4			南大隅町議会	1	2	1	南大隅町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	市	区	府	町	村	コ	コ	ド
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
						問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）										
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
46	531	天城町	2		天城町議会	1	2	1	天城町議会会議規則 〈欠席の届出〉第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	532	伊仙町	4		伊仙町議会	1	4	1	伊仙町議会会議規則(昭和62年規則第9号) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1		
46	533	和治町	4		和治町議会	1	3	1	和治町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	534	知名町	2		知名町議会	1	2	1	知名町議会会議規則 〈欠席の届出〉第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠にあっては、14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	535	与論町	4		与論町議会	1	2	1	与論町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	区	町	村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月以内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の実施に実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等防止に関する規定（倫理規定）がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）			
0	2	3	2	1	1		13	2	3	2		4									
46	201	鹿児島市				4		1	3								2				
46	203	鹿屋市				4		4	3								2				
46	204	枕崎市				4		2	3								2				
46	206	阿久根市				4		2	3								2				
46	208	出水市				4		4	1	1							2				

道	区	府	町	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割											
					問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月以内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。										
								1 ・ハラスメント等防止に関する規定（倫理規定）がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容																			
県	村	コ	コ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む）	1. 専用の場所が設置されている。（常設）	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む）	3. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む）	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 研修において利用している又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。	3. 研修において利用している又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他（不明等）	
46	214	垂水市				4	4	2											2								2			
46	215	薩摩川内市				4	4	2											1	2	2	4					2			
46	216	日置市				2	2	1			3	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている							1	2	2	4					2			
46	217	曾於市				4	4	1	1	2		①曾於市ハラスメント防止条例 ②曾於市議会の所管に係るハラスメントの防止に関する規程 ① (目的) 第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、職員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる職務環境を確立することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項及び第22条の2に規定する曾於市の職員をいう。 (2) 市長等 市長、副市長、教育長、市議会議員及び行政委員会委員をいう。 (3) 管理監督者 各所属において、管理監督の責務を有する職にある者をいう。 (4) ハラスメント 次のアからエまでに定める行為をいう。 ア セクシュアル・ハラスメント 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的な言動であつて、相手に対して不快感を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。 イ ハワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は職務環境を悪化させることをいう。 ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、育児すること、介護すること等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度等の利用に関する言動であつて、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。 エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、本人の意図にかかわらず人格と尊厳を傷つける言動であつて、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。 (職員及び市長等の責務) 第3条 職員及び市長等は、ハラスメントをしてはならない。 2 職員及び市長等は、良好な職務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。 ② (趣旨) 第1条 この訓令は、曾於市ハラスメント防止条例(令和4年曾於市条例第36号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	1	3	3	4				2										
46	218	霧島市				2	2	3											1	3	3	4					2			
46	219	いちき串木野市				4	4	3											1	3	3	4					2			
46	220	南さつま市				4	4	3											2	1	3	4					2			
46	221	志布志市				4	4	3											3		3	2					2			
46	222	奄美市				4	2	2											2	2	2	2					2			

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月以内に閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
46	223	南九州市	4	4	3					1	3	1	1		1	南九州市議会議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、南九州市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓) 第2条 この訓令における旧姓とは、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等による改姓前の戸籍上の氏をいう。 (承認の申請) 第3条 議員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)に旧姓を使用していた事実を証する書類(戸籍個人事項証明等)を添えて南九州市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 議長は、前条の申請書の受理後、その内容を審査し、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第5条 前条に規定する通知を受けた議員は、次の各号に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する証明書 (3) 辞職願 (4) 議員報酬・期末手当・旅費・費用弁償等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他旧姓の使用によって事実上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの (中止届) 第6条 第4条に規定する通知を受けた議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を議長に提出しなければならない。 (報告) 第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。 (責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。	1	南九州市地域防災計画 第2章(抜粋) 防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等、地域における多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。
46	224	伊佐市	4	4	2					2	2	2	4		2	始良市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名等を使用することができない。 (1) 議員の履歴に関する書類 (2) 始良市議会会議規則(平成22年議会規則第1号)第147条第1項の辞表 (3) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票 (5) 市議会議員共済会に対する報告等に関する書類 (6) 叙位及び叙勲の申請に関する書類 (7) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用により実務上の支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの 3 議長は、第1項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。		始良市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防 第6節 防災組織の整備 第1 応急活動実施体制の整備 防災に関する施策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る
46	225	始良市	4	4	2					1	3	3	1		1			

都 市	道 区	府 町	市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割								
				問12-8 議員の利用することのできる授乳施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月以内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。							
							1 ハラスメント等防止に関する規定(倫理規定)	2 ハラスメントに關する議員向け相談窓口を設置している	3 その他																
県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント等防止に関する規定(倫理規定)	2 ハラスメントに關する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
46	303							三島村	4	4	3						3	0	3	2			2		
46	304							十島村	4	4	3							3		3	4			2	
46	392							さつま町	4	4	3							1	3	3	4			2	
46	404							長島町	4	4	3							3	0	3	4			2	
46	452							湧水町	4	4	3							1	1	3	4			2	
46	468							大崎町	4	4	3							3		3	4			2	
46	482							東串良町	4	4	3							3	0	3	4			2	
46	490							錦江町	4	4	3							3		1	4			2	
46	491							南大隅町	4	4	2							2	2	2	4			2	
46	492							肝付町	4	4	3							3		3	4			2	
46	501							中種子町	4	4	3							3		3	2			2	
46	502							南種子町	4	4	3							3		3	4			1	南種子町避難所運営マニュアル
46	505							屋久島町	4	1	3							3		3	4			2	
46	523							大和村	4	4	3							3		3	2			2	
46	524							宇検村	4	4	2							2	2	2	4			3	
46	525							瀬戸内町	4	4	2							2	3	2	4			2	
46	527							龍郷町	4	4	2							1	3	1	4			2	
46	529							喜界町	4	4	3							3		3	4			2	
46	530							徳之島町	4	2	2							2	2	2	4			2	
46	531							天城町	4	4	3							3		2	4			2	
46	532							伊仙町	4	4	2							2	2	2	4			3	
46	533							和泊町	4	4	3							1	3	2	4			2	
46	534							知名町	4	4	2							2	2	2	4			3	
46	535							与論町	2	2	3							3	0	2	2			2	